



監査告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年1月27日に実施した  
定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和3年2月24日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明

# 令和2年度第7回定期監査結果報告

## 1. 監査の対象、期日

土木課 令和3年1月27日

## 2. 監査の場所

34会議室

## 3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年11月30日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

## 4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年3月18日（木）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

### 【指摘事項】

#### (1) 道路占用料徴収事務（法定外公共物含む）について

宇佐市道路占用料徴収条例第4条第3項では、占用期間が2年以上の場合は、占用開始までにすべての占用期間に対する占用料を納付することが原則ですが、年度ごとに年額により毎年その年額の前納により納付させることができると規定されています。

占用期間が2年以上で年度ごとの年額を前納させる案件について、占用料の納付の時期が10月や2月のものが確認されました。年額の前納としては、納付時期が遅すぎますので、道路法施行令第19条の2第1項に準じて処理するように改善してください。

## (2) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

- ① 橋梁点検業務委託について、宇佐市契約事務規則第7条第1項第4号を適用し、契約保証金が免除されているものがありました。第4号の適用は、入札参加資格者名簿に登録があることや過去の契約の履行状況のほか、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」となっています。契約保証金は契約の履行確保を目的とするため、その免除要件は厳格に解し、過去の契約があるからと安易に免除すべきではありませんでした。
- ② 法定外公共物管理システムデータ更新業務委託について、特記仕様書第4条第2項に管理技術者の要件として測量士の資格を有するとされていましたが、実際は必要がなく、仕様書から削除すべきでした。また、第9条第1項に規定されている提出書類のうち着手届、実施計画書、工程表、登録書が提出されていませんでした。

## 【注意事項】

### (1) 契約事務について

障害福祉サービス事業を行う施設と随意契約した業務委託について、事務手続きに不備のあるものが確認されました。施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、当該契約を行う場合、宇佐市契約事務規則第44条の2により「発注見通し」及び「契約の締結状況」を公表することとなっています。「発注見通し」は事務処理されていましたが、「契約の締結状況」がなされていませんでした。

契約締結後、速やかに契約結果の調書を作成し、「契約の締結状況」として市のホームページ等に公表すべきでした。

### (2) 文書事務について

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

職員一人一人が適正な事務処理を行うとともに十分なチェック体制を確立してください。

- ① 社会資本整備総合交付金に係る「交付額の内定」の通知は、收受文書として供覧が必要でした。また、「計画の提出」及び「交付申請」についても、内容・提出等の決定を伺う回議をすべきでしたが、なされていませんでした。
- ② 法定外公共物使用許可書について、決裁日と施行日の順が不適正なものがあり、例えば、決裁日12月20日、施行日12月18日となっているものなど同様のものが多数ありました。正しい事務の流れは、決裁をとった後に施行となるので、施行日は決裁日より後日、もしくは同日とすることが適正な並びとなります。

## 【要望事項】

- ・該当なし

# 令和2年度第7回定期監査結果報告

## 1. 監査の対象、期日

文化・スポーツ振興課 令和3年1月27日

## 2. 監査の場所

34会議室

## 3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年11月30日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

## 4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年3月18日（木）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

### 【指摘事項】

#### ・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

- ①「令和2年度宇佐市いんない石橋PR動画制作業務委託」のプロポーザル実施要領における参加申込者の資格要件について、動画制作業務委託であるにもかかわらず、物品の入札参加資格や物品に係る指名停止を受けていないことなどの要件が付されていました。今後、同様の業務委託がある場合は、実施要領を見直してください。
- ②「令和2年度宇佐神宮球場管理業務委託」について、契約条項第12条（検査）及び第14条（委託料の支払）の条文の整合性がとれていませんでした。

第12条では、全業務が完了したときの提出書類と検査に関して規定されており、第14条では、第12条の規定による検査に合格したときに委託料を支払うとなっていました。その支払いは全業務の完了後だけではなく、2月分ごとに年6回の精算払いと規定されていました。また、第12条第2項の条文中で「前項の検査に合格しないときは」となっていますが、前項には検査についての記載がありませんでした。整合性が図られるよう契約条項を見直してください。

#### **【注意事項】**

- ・宇佐市スポーツ振興補助金について

宇佐市スポーツ少年団に対する当該補助金について、市補助金の年額を上回る繰越金が生じているにもかかわらず、団体から提出された補助金を必要とする理由書では「市の補助なしでは活動が困難な状況」となっていました。

団体に対し、理由書の見直しとともに、繰越金を活用する計画を立案するよう、所管課として指導してください。

#### **【要望事項】**

- ・農村交流センター及び宇佐市民プール場について

農村交流センターの施設管理を業務委託で行っていますが、当該施設の調理等業務委託も含め、このまま委託を継続するか指定管理者制度へ移行することができないかを検討してください。

同様に、宇佐市民プール場内監視の業務委託についても検討をお願いします。

# 令和2年度第7回定期監査結果報告

## 1. 監査の対象、期日

会計課 令和3年1月27日

## 2. 監査の場所

34会議室

## 3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年11月30日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

## 4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年3月18日（木）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

### 【指摘事項】

#### ・契約事務について

「令和2年度宇佐市歳入歳出決算書（令和元年度）印刷製本」について、その見積合わせにおいて、落札となるべき同価の者が二人あり、くじ引きにより落札者を決定することとなりましたが、うち一人がくじ引きを辞退し、最終的に決定していました。地方自治法施行令第167条の9では「当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。」と規定されていますので、今回のようにくじ引きを辞退することはできなかつたと解されます。今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

## 【注意事項】

- ・ 契約事務について

「令和2年度宇佐市役所旧庁舎備品の収集運搬・処分業務委託」において、運搬費は総価、再生資源買取費並びに産業廃棄物処分費は単価で積算し、契約を締結されていました。処分する備品の重量が把握できないために、単価契約を締結したものと解されますが、運搬費だけ総価としたことは適切ではなかったと思われま

す。実際に、契約後それぞれの処分量は大きく増加し、総価契約分の運搬費については適正な契約額であったのか疑問が残ります。運搬費も含め再生資源買取費並びに産業廃棄物処分費の単価契約として発注すべき案件ではなかったかと思われま

す。また、当初の設計金額を超えることとなりましたが、予算措置や処分量が変更になったことによる単価等の契約内容の変更について業者との協議書が整備されていないようなので、整備してください。

## 【要望事項】

- ・ 該当なし

# 令和2年度第7回定期監査結果報告

## 1. 監査の対象、期日

人権啓発・部落差別解消推進課 令和3年1月27日

## 2. 監査の場所

34会議室

## 3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年11月30日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

## 4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

## 5. 監査の結果

監査の結果について、概ね良好に事務処理されており指摘事項等はいずれもありませんでした。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

### 【指摘事項】【注意事項】【要望事項】

・いずれも該当なし